

令和4年11月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年11月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小西嘉之 | 10番 | 鈴木敏夫 |
| 3番 | 高橋秀行 | 11番 | 中野龍太郎 |
| 4番 | 佐々木竜孝 | 12番 | 佐藤久 |
| 5番 | 奥山秀治 | 14番 | 高橋正和 |
| 6番 | 佐々木定廣 | 15番 | 深沢靖 |
| 7番 | 深田秋彦 | 16番 | 山田貞子 |
| 8番 | 細井千代文 | 17番 | 高橋正尚 |
| 9番 | 井関一良 | | |

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

| | |
|-----|-------|
| 2番 | 加藤堅之助 |
| 13番 | 木村とも子 |

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 庶務班長兼農地調整班長 | 加藤 隆輝 |
| 農地調整班上席主査 | 高橋 章浩 |

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第47号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前9時41分本委員会の閉会を告げた。

令和4年11月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年11月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時41分
5. 議事録署名委員 11番 中野 龍太郎
12番 佐藤 久

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第12回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、11番、中野委員、12番、佐藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第47号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第47号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第47号、申請番号4番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号4番 六郷地区の畑2筆、559㎡、申請者は〇〇〇さんです。当該地は申請人の自宅から遠方にあり、また、隣接した宅地には県外からの移住者が転入し、耕作の意思をもっていることから今回売買するものです。受人は取得農地を継続して耕作する旨の誓約書を提出しております。よって「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしていると考えられます。資料として1ページに位置図、2ページに公図を添付しております。
- 議 長 議案第47号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、指定のための調査の報告をお願いします。
1番委員 11月6日午後1時頃、高橋秀行委員と2人で宅地に付属した農地指定としての現地調査、並びに取得農地を継続して耕作する旨の誓約書と耕作計画書を確認しながら調査をいたしました。農地としての利用がし易い状況でありましたので、許可相当と判断しました。以上、報告いたします。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号4番について質疑ございませんか。
11番委員 予定とありますけれども、いつ頃転入する予定ですか。
- 庶務班長 許可が決まれば転入する予定です。

本人は仕事をしており、こちらの許可が出れば辞めて転入してくるようになってい
ます。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号4番については原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番については原案のとおり決しました。
よって、日程第2、議案第47号については原案のとおり指定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第48号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し
議題とします。議案第48号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第48号、申請番号37番から申請番号40番について議案書をもとに朗読、
説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号37番、六郷地区の畑2筆、559㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さ
んです。議案第47号の案件です。売買金額は総額で〇〇〇円です。

申請番号38番、千畑地区の田31筆、畑4筆、計81,715㎡、渡人は〇〇〇さ
ん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で後継者へ生前一括贈与で、対価はありませ
ん。

申請番号39番、千畑地区の田2筆、畑1筆、計1,639㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で施設に入所しており耕作できないことから、近
隣で耕作している受人が当該地を購入し耕作するものです。受人自身は耕作できませ
んが、家族が耕作します。売買金額は総額で〇〇〇円です。

続きまして使用貸借権です。

申請番号40番、千畑地区の田2筆、8,518㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業
公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で9月総会において、〇〇〇さんから渡
人へ売買された件です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から
受人へ所有権が移る予定です。

申請番号37番から40番までの4件の申請内容につきましては、農地法第3条第2
項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。
以上です。

●議 長 議案第48号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、申請番号37番から申請番号40番について質疑を行います。質疑ござい
ませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号37番から申請番号40番については原案
のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号37番から申請番号40番については原案
のとおり決しました。よって、日程第3、議案第48号については原案のとおり許可

決定いたします。

●議長 次に、日程第4、議案第49号農地法第5条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第49号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第49号、申請番号7番から申請番号9番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号7番、千畑地区の畑1筆、457㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は祖父と孫の関係です。受人は家族が増えて実家が手狭となり、今後祖父母、両親の面倒をみるため、実家の向かいに住居を新設するため農地転用の申請をしました。

面積は、住宅69.56㎡、駐車スペース30.25㎡、通路、雪捨て場、緩衝地357.19㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は宅地に囲まれているため第2種農地で、農地法施行規則第33条第4項にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、6ページに位置図、7ページに配置図、8、9ページに平面図、10ページに立面図、11ページに公図を添付しております。

申請番号8番、千畑地区の畑1筆、353㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人と受人の代表は兄妹です。受人は現在の資材置場を借りておりましたが、所有者の都合により借り続けることができなくなり、新たな資材置場として会社から近距離で交通の便が良い当該地を選定しました。面積は資材置場123.84㎡、作業スペース、通路、雪捨て場、緩衝地229.16㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額自己資金です。用地借上げ費用はありません。当該地は第3種農地ですが、農地法施行規則第43条第2号にあります、「申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300m以内に町村役場の施設が存すること」に該当すると思われます。この案件につきましては、12ページに位置図、13ページに配置図、14ページに公図を添付しております。

申請番号9番、仙南地区の畑1筆、261㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は妻と現在アパートに住んでおり家族が増えてきたこと、実家の両親も高齢であることから、実家の向かいに住居を新築するため農地転用の申請をしました。面積は、住宅63㎡、駐車スペース30.25㎡、通路、雪捨て場、緩衝地167.75㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地借上げ費用はありません。当該地は宅地に囲まれているため第2種農地で、農地法施行規則第33条第4項にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、15ページに位置図、16ページに配置図、17ページに平面図、18ページに立面図、19ページに公図を添付しております。以上です。

●議長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。

8番委員 申請番号7番について調査の報告をいたします。10月17日午前8時45分頃、高橋会長、高橋正和委員、事務局高橋さん、私の4人で現地確認をし、調査を行いました。

た。何ら問題がなかったことを報告いたします。

- 議 長 それでは、申請番号8番について調査の報告をお願いします。
- 4番委員 申請番号8番について調査の報告をいたします。11月3日16時半から、高橋正和委員と同行して渡人の〇〇〇さんと現場を確認しました。自宅の方に戻りまして、受人の〇〇〇さんが仕事から帰って来るのに合わせて両者交えてお話を伺いましたが、何ら問題がなかったことを報告いたします。
- 議 長 それでは、申請番号9番について調査の報告をお願いします。
- 10番委員 申請番号9番について調査の報告をいたします。10月28日午前8時半に井関委員、事務局高橋さん、渡人〇〇〇さん、業者の〇〇〇さん、5人で現地を確認しました。建物については問題ありませんが、下水の処理の仕方が気になりました。図面を見ていただければ分かると思いますが、道路の南側が側溝になっております。そこに排水を流す予定だということですが、昨日、井関委員と再度調べたところ高さが足りなく側溝に流すのは無理ではないかと思われました。渡人〇〇〇さんとも会いまして、排水の処理をどのようにしたら良いか業者に再度確認してほしいと話しました。事務局にも電話して業者の〇〇〇さんに排水処理の仕方を確認して教えてほしいと連絡したけれどもまだ返答がありません。浄化槽の問題は建設課が管轄だと思いますが、転用について本日の総会で許可するにあたり皆さんから協議していただきたいのは、このような問題が出てはつきりしない場合、排水処理まで農業委員の担当する仕事であるか、或いは浄化槽は町から補助金が出ると思うので建設課で判断すれば良いのかということです。この地域の転用についてはなんら問題がありませんけれども、この点をみなさんから協議していただきたいのでよろしく願いいたします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時26分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時36分

●議 長 議案第49号については最後に協議します。

●議 長 それでは、日程第5、議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第50号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第50号、申請番号86番から申請番号94番について議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号86番、六郷地区の田2筆、畑2筆、2,402㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は親から農地を相続しますが、自分では耕作できない為、受人へ譲渡することになりました。売買価格については、渡人が無料でもいので引受けてもらいたいとの相談時からの希望でしたので、対価はありません。引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりで。受人は枝豆を栽培しており、トラクター10台、コンバイン1台を所有しております。

続きまして賃借権設定です。すべて再設定です。

申請番号87番、仙南地区の田6筆、16,125㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で、期間は7年間です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号88番、仙南地区の田11筆、20,024㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号89番、仙南地区の田1筆、981㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。

申請番号90番、仙南地区の田1筆、4,374㎡、渡人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。

申請番号91番、仙南地区の田1筆、1,216㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。

申請番号92番、千畑地区の田2筆、2,833㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は、トラクター、田植機を所有し、コンバイン、乾燥機は共同、糶摺りは委託をしております。

申請番号93番、千畑地区の田2筆、4,265㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号94番、仙南地区の田6筆、4,721㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で期間は5年1ヶ月です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号86番から94番の9件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第50号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号86番から申請番号94番について質疑ございませんか。
- 11番委員 申請番号86番についてですが、経営状況を見ると田植え機がないようです。だいぶ小作しているようですが、田植えはどのようにしているのですか。
- 庶務班長 〇〇〇さんですが、田は耕作していなくて枝豆のみなので、トラクターが10台、枝豆採取のコンバインが1台となっております。
- 11番委員 田んぼは全くやっていないということですか。
- 庶務班長 やっていません。
- 議 長 他にございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号86番から申請番号94番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号86番から申請番号94番については原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第50号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第6、議案第51号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第51号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第51号、申請番号163番から申請番号164番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。契約期間はすべて令和4年12月1日から令和14年11月30日の10年間です。

申請番号163番、六郷地区の田5筆、8, 244㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号164番、六郷地区の田4筆、20, 323㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。

申請番号163番と164番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第51号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号163番から申請番号164番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号163番から申請番号164番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号163番から申請番号164番については原案のとおり決しました。

よって日程第6、議案第51号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 それでは議案第49号についてですが、説明は終わっていますので、申請番号7番から申請番号8番について審議したいと思います。申請番号7番から申請番号8番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号7番から申請番号8番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番から申請番号8番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第49号申請番号7番から申請番号8番については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 暫時休憩します。

午前9時37分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時40分
- 議 長 日程第4、議案第49号のうち申請番号9番については保留とし、来月再度申請する
ということにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第49号申請番号9番については保留とし、来月再度申請していただく
ということにさせていただきます。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時41分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年11月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 中 野 龍 太 郎

議事録署名委員 佐 藤 久